

子発0713第2号
平成30年7月13日

各
都道府県
指定都市
中核市

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（公印省略）

医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）

平成8年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関しては、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、今般、当省に対し、医療機関及び福祉施設が保有する個人の優生手術に関する記録について調査するよう要請がありました。

については、「医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年4月25日付子母発0425第1号・子家発0425第2号・医政総発0425第1号・障企発0425第1号）及び「保護施設における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）」（平成30年6月29日付子母発0629第1号・社援保発0629第1号）において旧優生保護法に関連した資料の保全を依頼した医療機関及び福祉施設に対して、別添の調査要領に従って別紙調査票による調査を実施していただき、各都道府県、指定都市及び中核市において取りまとめた上で、別紙調査様式により調査結果を提出していただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

- ・医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領
- ・調査票・調査様式

医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領

1. 趣旨・目的

旧優生保護法（以下「法」といいます。）に関する今後の検討に向けて、医療機関及び福祉施設を対象に、法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術に関する個人記録の保有状況について、当該保有状況の実態を把握するための調査です。

なお、本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認を医療機関・福祉施設に求めるものではなく、調査時点において、各医療機関・福祉施設が把握している範囲内の情報について、回答を求めるものです。また、回答は任意です。

2. 調査対象医療機関・福祉施設

以下に該当する全ての医療機関及び福祉施設が対象です。

- ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（国立高度専門医療研究センター、国立病院、労災病院及び公立病院を含む）

※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く）を除く全診療科が対象です。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設
- ・児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- ・児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- ・児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- ・売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設

※個別の機関・施設等について対象となるかどうか疑義があるときは、5に記載の照会先までご照会ください。

3. 回答期限

平成30年8月24日（金）までに、各医療機関及び福祉施設から回答を求め、9月21日（金）までに都道府県・指定都市・中核市ごとに取りまとめた上で調査結果をご提出ください。なお、提出後に回答に修正が必要な場合には速やかにご連絡ください。

4. 調査事項

調査票（別紙1）を調査対象となる医療機関及び福祉施設宛てに配布・回収し、結果を集計の上、調査様式①・②（別紙2-1・2-2）に記入し、上記期限までに提出してください。

（1）調査内容（別紙1：調査票）について

- ① 医療機関・福祉施設の名称

2の調査対象医療機関・福祉施設について、名称を記入してください。

② 医療機関・福祉施設の種別

2の調査対象医療機関・福祉施設について、該当する種別を選択してください。

③ 優生手術に関する記録の保有状況

2の調査対象医療機関・福祉施設ごとに、法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録^{*}について、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択してください。

※個人記録：記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものをいいます。したがって、優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

※優生手術：「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

（参考）回答の基準について

ア) 「ある」と回答する場合の例

- ・現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合（氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。）

イ) 「ある可能性がある」と回答する場合の例

- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・現時点で個人記録を把握していない医療機関又は福祉施設であって、優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合
- ・現時点で個人記録を把握していない福祉施設であって、施設入所者やその家族から当該施設入所者が過去に優生手術を受けた旨を聞いたことがある場合

ウ) 「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例

- ・文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前（平成8年9月25日以前）の記録を一切保存していない場合
- ・法が母体保護法に改正された以降（平成8年9月26日以降）に設立された医療機関や福祉施設である場合

※イ及びウの両方に該当する場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

④ 保有している記録の内容

③について、「ある」を選択した場合には、記録の種別を「優生手術申請関係書類」、「優生手術決定関係書類」、「その他優生保護審査会関係書類」、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」、「その他」から選択してください（「その他」を選択した場合には自由記載欄にその内容を記載してください。）。また、手術が実施された（又は可能性がある）時期を記載するとともに、保有している記録に記載のある手術を受けた（又は受けた可能性がある）個人の人数を記入してください。

※優生手術申請関係書類：優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録です。

※優生手術決定関係書類：優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録です。

※その他優生保護審査会関係書類：優生保護審査会の資料、議事録等の記録です。

※記録の内容について、手術を受けた（又は受けた可能性がある）方の氏名等の個人を特定することができる情報の記載は必要ありません。

⑤ 保有している可能性があるとは判断した理由

③について「ある可能性がある」を選択した場合には、記録を保有している可能性があるとは判断した理由を記入してください。

(2) 都道府県における集計（別紙2-1及び2-2：調査様式①・②）について

① 別紙2-1には、各都道府県等において、調査対象数（調査票を送付した医療機関・福祉施設数）を記入するとともに、医療機関及び福祉施設の種別ごとに「ある」、「ある可能性がある」及び「ない又はない可能性が高い」と回答した件数、「ある」と回答した医療機関又は福祉施設が保有している記録に記載のある手術を受けた（又は受けた可能性がある）個人の人数を集計した結果を記入してください。また、回答がなかった施設及び回答しない旨連絡のあった施設についても集計し、「回答なし」として件数を記入してください。

② 別紙2-2には、「ある」、又は「ある可能性がある」と回答した施設について、回答の詳細を記入してください。

(3) 留意事項

- ・ 医療機関・福祉施設からの回答について、特記すべき事項があれば、様式2-2の「特記事項」に記入してください。
- ・ 調査対象医療機関・福祉施設が多い場合は、必要に応じて調査様式の行を追加して記入してください。
- ・ 調査結果については、医療機関・福祉施設名が特定されない方法で整理・公表する予定です。

4. 提出先

botaihogo@mhlw.go.jp

5. 本件照会先

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 工藤春華 企画調整係 山崎博子、橋本捷太、釧持智洋

連絡先 直通：03-3595-2544

FAX：03-3595-2680